

# 山形県物品・役務調達システム利用者登録事前申請方法

## 1. 山形県物品・役務調達システムについて

山形県物品・役務調達システムは、原則として山形県が発注する予定価格 200 万円以下の物品の調達、予定価格 400 万円以下の印刷物の製造請負及び予定価格 200 万円以下の業務委託に係る見積合せを行うシステムです。事前に利用者登録をした方が、県で公開した案件から仕様や見積条件が合う案件の見積合せに参加可能です。

## 2. 対象

以下の①に該当し、かつ、②又は③のいずれかに該当する方が申請対象となります。

- ①山形県内に本店又は営業所等を有する個人又は法人
- ②現在山形県物品電子調達システムに利用者登録していない方
- ③現在山形県物品電子調達システムに利用者登録をしている方で、役務の営業種目の追加を希望される方

申請区分については「8. 申請フロー」をご確認ください。

※すでに物品電子調達システムに利用者登録している方は、役務の営業種目を追加登録せずとも役務の見積合せに参加可能です。

## 3. 受付期間

**令和7年12月15日（月）8時30分から令和8年1月16日（金）23時59分まで**  
上記期間に新規申請いただいた場合、令和8年2月1日よりシステムの利用が可能です。  
令和8年2月1日（土）より、「山形県物品・役務調達システム」にて申請可能となります。詳細については「山形県物品・役務調達システム利用者登録・変更等の申請方法」をご覧ください。

※電子申請後の郵送が必要な書類の郵送期限は、受付最終日消印有効です。

※令和8年1月16日までに郵送せずに窓口に持参される場合は、閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで受付します。

※提出書類に不備がある場合は、受付期間内に電子申請にて再提出していただくか、郵送していただく場合がありますので、余裕をもって提出してください。

物品調達の見積合せに参加を希望される場合は上記受付期間に関わらず山形県物品電子調達システムにて隨時申請可能です。

## 4. 申請方法等

山形県内に複数の営業所等を有する場合は登録区域が重複しない限り複数営業所の登録が可能です

- (1) 「やまがた e 申請」を使用します。別添「申請フォームの申込手順」を参照してください。
  - (2) 申請フォームにて申込み完了時に、申請内容が PDF で出力可能となります。申請内容が記載されている「物品・役務電子調達利用者登録申請書」をご提出ください。
- ※申請書と併せて郵送又は持参が必要な書類がありますので、忘れずにお手続きください。**

## 5. 提出書類

**※やまがた e 申請に添付する書類と、別途郵送又は持参が必要な書類があります。**

### 【やまがた e 申請に添付する書類】

※各 1 部ご用意いただき、PDF (白黒可) にしてアップロードして添付してください。

※令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている方は以下の書類は提出不要です。

提出書類	法人	個人	備考	発行機関
			※令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登載されていない方のみ提出	
①登記事項証明書	△	△	※申請日から 3 か月以内に発行されたもの	法務局
②身分証明書	△	△	※申請日から 3 か月以内に発行されたもの	市町村
③暴力団排除に関する誓約書 (別紙様式 2)		△	申請者 (役員等を含む) が暴力団員等でない こと等の誓約	

### 【郵送又は持参が必要な書類】

**※原本の提出をお願いします。**

※提出先…〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1 山形県会計局会計課調達担当

○…必要な書類 △…備考欄の内容に該当する場合のみ提出する書類

提出書類	法人	個人	備考	発行機関
①物品・役務調達利用者登録申請書 (別紙様式 1)	○		「やまがた e 申請」での申請完了後に出力可能	
②使用印鑑届兼委任状 (別紙様式 4)	△		権限を委任する (例: 本店から支店、営業所等に委任する) 場合又は申請者が実印以外の使用印を設定する場合に提出	
③印鑑証明書	○			法人: 法務局 個人: 市町村

※提出書類については「8. 申請フロー」を参照してください

## 6. 営業種目区分一覧

種目番号	営業種目	営業品目例
<b>物品</b>		
1	貴金属・時計類	金、銀、宝石、時計、眼鏡等
2	工芸品類	カップ、メダル、記章、鋳造品、記念品、贈答品等
3	看板・旗類	看板、旗、プレート、スクリーン印刷等
4	写真類	カメラ、現像、焼付、フィルム、写真材料、マイクロ写真等
5	印章類	印鑑、ゴム印等
6	楽器・書籍類	楽器、レコード、書籍、出版物等
7	スポーツ用品類	運動器具、レジャー用品、娯楽用品等
8	木工品・家具類	木工品、一般家具、室内装飾品（じゅうたん、畳、カーテン）等
9	繊維・皮革製品類	制服、寝具、靴、カバン、テント、シート、暗幕、合成樹脂製品等
10	文具・事務調度品類	文房具、用紙類、コンピュータ関連用品、事務机、金庫、ロッカー等
11	事務機器類	複写機、タイプライター、ワープロ、電卓、シュレッダー等
12	情報機器類	コンピュータ、コンピュータソフト（既製品）、サーバー等
13	通信機器類	無線機、レーダー、放送機器等
14	電機・音響機器類	家電製品、照明機器、視聴覚機器等
15	薬品・塗料類	医薬品、試薬品、農薬品、工業薬品、塗料等
16	医療機器類	医療機械、生体検査機器、医療器具類
17	計測・理化学機器類	各種計測機器、理化学分析装置、光学機械等
18	産業機器類	工作機械、発電機、モーター、配電盤、ボイラー、ポンプ等
19	農業・土木建設機械類	耕運機、トラクター、ドーザ、グレーダ等
20	消防防災機器類	消防自動車、消防ポンプ、火災報知器、防護マスク、消防用品等
21	厨房・環境衛生機器類	厨房機器、空調機器、汚水処理機器、焼却炉、浴槽等
22	雑貨・日用品類	清掃用品、荒物、硝子機器、陶磁器、造園用品等
23	自動車類	自動車、オートバイ、スノーモービル等
24	自動車付属品・自転車類	タイヤ、自動車用品、自転車等
25	印刷類	活版、写植、タイプ、フォーム、特殊ラベル、カーボン等
26	地図・青写真・複写類	地図、青写真、複写、航空写真等
27	燃料類	石油製品、高圧ガス、酸素、LPガス等
28	百貨店	

29	道路標識・安全保安用品類	道路標識、交通安全用品、信号機器、保安用品、警察装備品等
30	船舶・航空機類	船舶、船舶用品、航空機部品等
31	その他	上記のいずれにも属さない物品の販売

種目番号	営業種目	営業品目例
<b>役務</b>		
50	映像製作・広告・宣伝類	ビデオ・スライド制作、広告サービス、催事関係、宣伝等
51	調査・研究類	市場調査、環境調査、検査測定（構築物以外）、研究等
52	情報処理類	情報処理サービス、システム開発、ソフトウェア開発、ネットワーク整備、インターネット関連サービス等
53	賃貸借類	レンタル、リース
54	構築物管理類	建築物清掃、環境衛生管理、各種設備機器運転・保守点検等
55	警備・受付類	施設警備、機械警備、受付、電話交換等
56	施設（構築物以外）管理類	交通安全施設保守点検、道路・公園の清掃、上下水道施設管理等
57	廃棄物処理類	一般廃棄・産業廃棄・再生資源に係る収集、運搬、処理、処分等
58	運送類	運送サービス（陸上、海上、航空含む）、宅配サービス等
59	車両・船舶等整備類	自動車、船舶、航空機等の整備
60	その他のサービス類	上記のいずれにも該当しないサービスの提供

※営業種目番号 50～60 は令和8年1月 16 日までは「やまがた e 申請」でのみ申請できます。令和8年2月1日からは「山形県物品・役務調達システム」から申請できます。（令和8年1月 17 日から令和8年1月 31 日までは新規での申請を一時停止しますのでご了承ください。）

## 7. システム登録後の注意事項

### （1）登録後、自動的に又は直ちに見積りの指名等があるというシステムではありません。

本システムにて公開される案件は原則としてオープンカウンター方式での見積合せとなります。一部案件には「県内に本店又は本社を有すること」などの条件が付されております。

※オープンカウンター方式とは…県が見積りの相手方を特定せずに見積情報を公開し、一定の資格を有する見積り参加者からの見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方法。

### （2）県で契約する全ての案件がシステム上で公開されるものではありません。

当面の間は県庁（企業局及び病院事業局を除く）及び警察本部で発注する「建物等の保守、管理、運営に伴う業務委託」及び「廃棄物の処理に伴う業務」の一部の案件のみが公開されます。対象となる業務委託及び地域については順次拡大する予定です。

## 8. 申請フロー

